



栃木県公報

平成30(2018)年
8月28日(火)
第3016号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 687
- 土砂災害警戒区域の指定..... 689
- 同..... 689
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... 690
- 同..... 690
- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 692
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 693
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 693
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 694
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定辞退..... 694
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 694
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定..... 695
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 695
- 区画漁業に係る漁場計画の決定..... 695
- 道路の区域の変更..... 696
- 道路の供用開始..... 696

公告

- 公共測量の実施..... 697
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 697

告示

栃木県告示第四百四十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

平成三十年八月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象で ある事務又は 事業の内容	交付 率又は 額は金 手方	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の 目的	交付の対象で ある事務又は 事業の内容	交付 率又は 額は金 手方	交付 の相 手方
略							略						

保健 略		福祉 略		福祉 略		福祉 略		福祉 略	
課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金
補助金	略	補助金	略	補助金	略	補助金	略	補助金	略
施設	略	施設	略	施設	略	施設	略	施設	略
短期入所事業所整備費補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用
精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略
課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金	課	障害福祉サービス事業所等整備費補助金
補助金	略	補助金	略	補助金	略	補助金	略	補助金	略
施設	略	施設	略	施設	略	施設	略	施設	略
短期入所事業所整備費補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用	短期入所事業所整備費補助金	一 重症心身障害児の新たな受入れ又は受入れを大するため必要な設備整備又は備品購入に要する費用
精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略	精神病院整備費補助金	略

八項に規定する短期入所を行う事業所の整備を促進し、障害者が在宅で安心して暮らせる環境の整備に資する。	
略	略
略	略

(障害福祉課)

栃木県告示第四百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防排水資源課、栃木県栃木土木事務所及び小山市役所において縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小山市磯沢町208-I-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第四百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防排水資源課、栃木県栃木土木事務所及び栃木市役所において縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

栃木県知事 福田 富一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栃木市梓町ID1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市下津原ID1002	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木市大田和ⅠD1003	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市小野寺ⅡD1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市仲方町ⅢD1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市岩出町ⅢD1002	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市大田和ⅢD1003	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
栃木市平井町203-I-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市下皆川203-I-1002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市小野口町203-II-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市三谷東203-II-1002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市園部町203-II-1003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市真弓203-II-1004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市園部町203-II-1005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市皆川城内町203-II-1006	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市下津原203-II-1007	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市静203-II-1008	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市鷺巣203-II-1009	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市園部町203-II-1010	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市仲方町203-III-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市岩出町203-III-1002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市三谷東203-III-1003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市下津原203-III-1004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市梓町203-III-1005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
栃木市平井町203-III-1006	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第四百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課、栃木県栃木土木事務所及び小山市役所において縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

栃木県知事 榎 田 穰 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小山市喜沢町208-I-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

栃木県告示第四百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課、栃木県栃木土木事務所及び栃木市役所において縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

栃木県知事 榎 田 1

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栃木市梓町ⅠD1001	別紙図面のとおり。 （図面省略）	土石流	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市下津原ⅠD1002	別紙図面のとおり。 （図面省略）	土石流	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市大田和ⅠD1003	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市小野寺ⅡD1001	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市仲方町ⅢD1001	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市岩出町ⅢD1002	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市大田和ⅢD1003	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市平井町203-I-1001	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市下皆川203-I-1002	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市小野口町203-II-1001	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市三谷東203-II-1002	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市園部町203-II-1003	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市真弓203-II-1004	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市園部町203-II-1005	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市皆川城内町203-II-1006	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）
栃木市下津原203-II-1007	別紙図面のとおり。 （図面省略）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 （図面省略）

栃木市下津原 203-Ⅲ-1004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市梓町 203-Ⅲ-1005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市平井町 203-Ⅲ-1006	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市鷺巣 203-Ⅱ-1009	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市園部町 203-Ⅱ-1010	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市仲方町 203-Ⅲ-1001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市岩出町 203-Ⅲ-1002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市三谷東 203-Ⅲ-1003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市下津原 203-Ⅲ-1004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市梓町 203-Ⅲ-1005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
栃木市平井町 203-Ⅲ-1006	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(図面省略)

栃木県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30（2018）年 8月28日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年 7月1日	医療法人社団誠徳会わたらせ在宅診療所	栃木市藤岡町帯刀48番地1
平成30（2018）年 7月1日	ひばり薬局	栃木市都賀町家中5986-15
平成30（2018）年 6月1日	ピノキオファーマシーズ那須塩原店	那須塩原市大黒町4-22-2

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成30 (2018)年 7月27日	株式会社Berrous	小山市若木町1-13-49	三友訪問看護おや ま	小山市西城南3-17-7 城南ウイングⅢ106号

栃木県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30（2018）年8月28日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30（2018）年 4月30日	共創未来黒磯薬局 (黒磯ロイヤル薬局)	那須塩原市若葉町66-120

2 指定訪問看護事業者等

変更年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成30 (2018)年 7月1日	株式会社リージョ ンリンク	那須烏山市金井二丁目12 番9号	訪問看護ステー ションこころの和 (ケアーズ訪問看 護リハビリステー ション那須烏山)	那須烏山市金井二丁目12 番9号 (那須烏山市金井二丁目 18番3号)
平成30 (2018)年 7月15日	医療法人社団友志 会	下都賀郡野木町友沼 5320-2	訪問看護ステー ションたんぽぽ	下都賀郡野木町友沼 5982-5 (下都賀郡野木町友沼 5119-12)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第448号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成30（2018）年8月28日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 6月30日	わたらせ在宅診療所	栃木市藤岡町帯刀48番地 1
平成30 (2018) 年 6月30日	ひばり薬局	栃木市都賀町家中浮土5986- 4
平成30 (2018) 年 5月31日	ピノキオファーマシーズ那須塩原店	那須塩原市大黒町 4 -22- 2

栃木県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第 1 項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 8月28日

栃木県知事 福 田 富 一

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 8月 2 日	栃木歯科診療所	真岡市荒町2197番地
平成30 (2018) 年 3月31日	田中歯科医院	下都賀郡壬生町安塚1189- 2

(保健福祉課)

栃木県告示第450号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第24条の規定により公示する。

平成30 (2018) 年 8月28日

栃木県知事 福 田 富 一

病院及び診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日
みずぬまクリニック	那須塩原市東三島 2 -80- 6	水沼 裕光	平成30 (2018) 年 9月 1 日

(健康増進課)

栃木県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 8月28日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		

0910400423	ほっと・ハート ひろば フル ール	佐野市栄町23	株式会社フル ール	佐野市栄町23	平成 30 (2018)年 8月1日	生活介護 就労継続支 援B型
0911300580	ふらっとホーム n a t u - l a	那須塩原市渡 辺2-6	合同会社n a t u - l a	那須塩原市渡 辺2-7	平成 30 (2018)年 8月1日	短期入所
0911300598	オーガニック ファーム n a t u - l a	那須塩原市渡 辺2-7	合同会社n a t u - l a	那須塩原市渡 辺2-7	平成 30 (2018)年 8月1日	就労継続支 援B型

栃木県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	
0930800289	相談支援事業所 おやま	小山市喜沢660	医療法人朝日会	小山市喜沢660	平成 30 (2018)年 8月1日

栃木県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月28日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0910600303	おたすけたい	日光市大室 1146-21	合同会社おたす けたい	日光市大室 1146-21	平成 30 (2018)年 3月31日	同行援護
0910600170	ふれ愛の森グッ ジョブセンター	日光市今市 815	特定非営利活動 法人ふれ愛の森	日光市明神 2385-2	平成 30 (2018)年 7月31日	就労移行支 援
0911300531	ふらっとホーム n a t u - l a	那須塩原市渡 辺2-7	有限会社K P E C	那須塩原市大 原間415-4	平成 30 (2018)年 7月31日	短期入所

(障害福祉課)

栃木県告示第454号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業に関して免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30 (2018) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 免許の内容となるべき事項及び地元地区

免許の内容となるべき事項							地元地区
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	
区第1号	鹿沼市	鹿沼市栢窪地内栢窪沼	第2種区画漁業	こい養殖漁業	1月1日から12月31日まで	平成31(2019)年1月1日から平成35(2023)年12月31日まで	鹿沼市

2 免許予定日

平成31 (2019) 年 1 月 1 日

3 申請期間

平成30 (2018) 年 9 月 1 日から同月30日まで

(農村振興課)

栃木県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 8 月 28 日から同年 9 月 26 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
37	前	栃木市西方町真名子985から 鹿沼市深程1138-2まで	9.9 ~ 13.8	34.2	
	後	栃木市西方町真名子985から 鹿沼市深程1138-2まで	9.4 ~ 9.9	34.2	

栃木県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 8 月 28 日から同年 9 月 26 日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 8 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	真岡市飯貝1518-5から 真岡市飯貝1494-3まで	平成30 (2018) 年 8 月 28 日

61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡芳賀町大字祖母井539-1から 芳賀郡芳賀町大字祖母井521-3まで	平成30(2018)年 8月28日
65	主要地方道 鹿沼下野線	下野市上古山字神ノ前1383-2から 下野市上古山字前畑914-1まで	平成30(2018)年 8月28日

(道路保全課)

公 告

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
芳賀町祖母井
- 3 作業期間
平成30(2018)年8月20日から同年11月30日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30(2018)年8月10日に変更した、宇都宮都市計画公園(4・4・001号宮原運動公園)の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30(2018)年8月28日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)